

# ISHINOMAKI 地区計画ガイド

【石巻市】

蛇田中央地区

蛇田中央地区では、建物の新築、増改築を行う前に次のような手続が必要です。

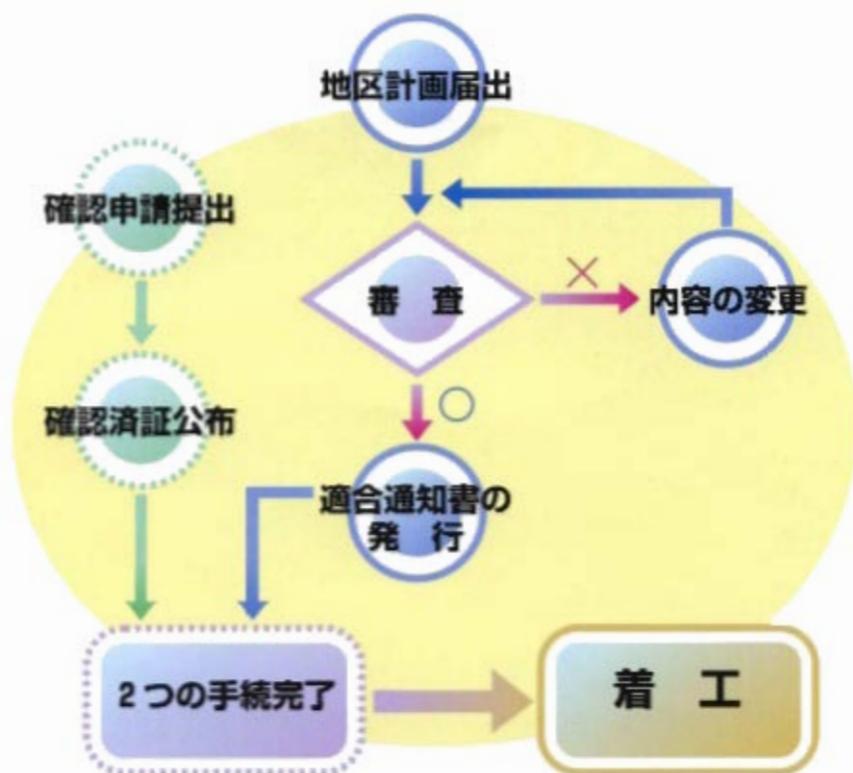
### 届出が必要な行為

- ①建物の新築、建替、増改築
- ②門・塀・車庫・物置等の設置  
(かき・さくの建造も含む)
- ③よう壁等の工作物の新設・改造
- ④土地の区画形質の変更など

### 届出の方法

- ①届出期間：工事着手の30日前まで
- ②届出窓口：石巻市建設部都市計画課  
(届出用紙も用意してあります)

工事は、届出についての審査結果(適合通知書を送付いたします)を得てから着手してください。



## 地区計画の必要性とは…

### 建物の用途の制限について

- 地区の土地の利用に合った建物を誘導します。
- ◎建物の混在を防ぎます。

### 壁面の位置の制限について

- 建物と境界までの距離を定めます。
- ◎日当たりや風通しが良くなります。
- ◎日陰の少ない明るい町ができます。

### 建築物の敷地の最低面積について

- 敷地の最低面積を定めます。
- ◎家が密集しない、ゆったりした町並みが形成できます。
- ◎防火や防災に強い町ができます。

### かき又はさくの構造の制限について

- 建築物に附属するへいの構造、高さ、材料、形状を定めます。
- ◎生垣やフェンスにすることにより、おちつきや潤いのある町になります。
- ◎ブロック塀を制限することにより防災に強い町づくりができます。
- ◎緑に囲まれた、景観形成が実現できます。

## 石巻広域都市計画・地区計画

名 称	蛇田中央地区計画
位 置	石巻市蛇田字芋殺町、同字久七前及び同字大坪の全部並びに同字福村南、同字太田切、同字新大坪、同字新金沼、同字新東前沼及び同字新坪寺の各一部
面 積	約56.1 ha

### 地区の整備・開発保全の方針

#### 地区計画の目標

本地区は、石巻市中心部より西約3kmに位置しており、地区の西部に隣接している三陸縦貫自動車道の石巻河南インターチェンジや国道108号及び都市計画道路河南川尻線の交差する地域幹線交通網の拠点となっています。

このため、本地区に地区計画を導入し、適正な土地利用を誘導して良好な市街地の形成を目指すものです。

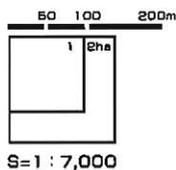
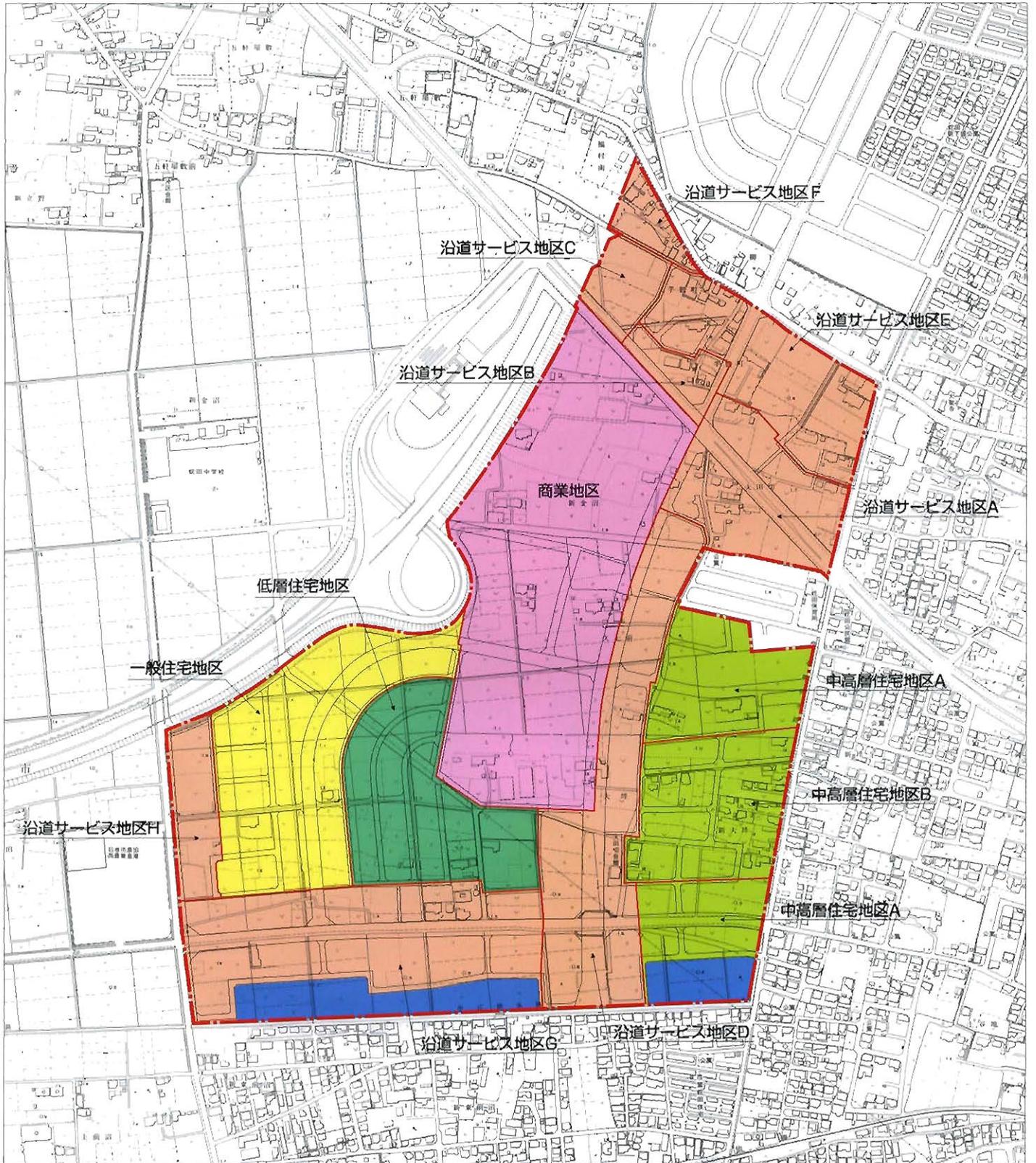
#### 土地利用の方針

周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定めます。

- 1 商業地区は、幹線道路の都市計画道路河南川尻線に面する広幅員の道路及び緑地等の公共施設で囲まれた地区の特性から大規模小売店、量販店及び自動車アクセスに対応した商業施設等の集積を図ります。
- 2 沿道サービス地区AからFは、幹線道路の沿線として景観に配慮した、主としてロードサイド型の商業施設及び共同住宅との調和のとれた市街地の形成と既存住宅を保護する地区とします。
- 3 沿道サービス地区G、Hは、主として住宅地の形成を図るほか、地域住民の日常品を販売する店舗等との調和のとれた市街地の形成を図ります。
- 4 一般住宅地区は、建物の高層化を防止し、主として住宅地の形成を図るほか、小規模な日常利便に供する店舗の形成を図ります。
- 5 中高層住宅地区は、補助幹線道路沿線として、共同住宅を主とした良好な住宅環境の形成を図る地区及び既存住宅を保護する地区とします。
- 6 低層住宅地区は、閑静な低層戸建を主とした住宅地の形成を図ります。

#### 建築物の整備方針

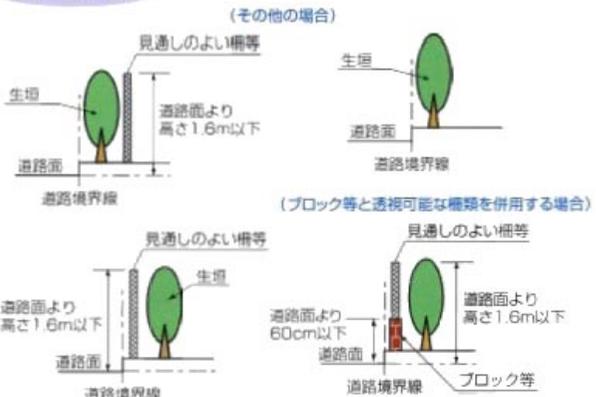
- 1 商業地区においては、商業専用地区としての位置付けとし、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定めます。
- 2 沿道サービス地区においては、店舗・事務所等の日常利便施設の形成を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定めます。
- 3 住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持、増進するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定めます。



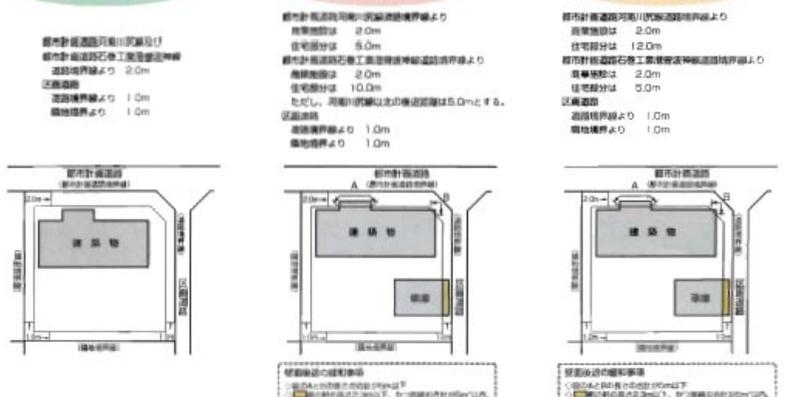
- |   |          |   |           |
|---|----------|---|-----------|
|  | 商業地区     |  | 低層住宅地区    |
|  | 沿道サービス地区 |  | 調整池       |
|  | 一般住宅地区   |  | 地区整備計画区域界 |
|  | 中高層住宅地区  |  | 地区計画地域    |

地区の区分	名称 面積	商業地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B
		約12.7ha	約3.3ha	約0.7ha
建築物等 の制限に 関する 事項	用途の制限	<p>建築してはならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</li> <li>自動車教習所</li> <li>倉庫業を営む倉庫</li> <li>畜舎</li> </ol> <p>建築できるもの</p> <p>原動機を使用する自動車修理工場作業場の床面積の合計が1,000㎡以下のもの。ただし、作業場の床面積の合計が300㎡を超えるものは、当該敷地内において、延べ面積の合計の2分の1以上を店舗その他これらに類する用に供すること。</p>	<p>建築してはならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</li> <li>自動車教習所</li> <li>倉庫業を営む倉庫</li> <li>畜舎</li> </ol>	<p>建築してはならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</li> <li>自動車教習所</li> <li>倉庫業を営む倉庫</li> <li>畜舎</li> </ol>
	敷地面積の最低限度	—	—	—
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路境界線から2m</li> <li>その他境界線から1m</li> </ol>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路河南川尻線境界線から住宅部分は5m、それ以外は2m</li> <li>都市計画道路石巻工業港管波神線境界線から住宅部分は10m、それ以外は2m ただし、住宅部分のうち、河南川尻線以北は5m</li> <li>その他境界線から1m</li> </ol> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路河南川尻線境界線から住宅部分は12m、それ以外は2m</li> <li>都市計画道路石巻工業港管波神線境界線から住宅部分は5m、それ以外は2m</li> <li>その他境界線から1m</li> </ol> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>
	高さの最高限度	—	—	—
	形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</li> <li>屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</li> <li>屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</li> <li>屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</li> </ol>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>

生垣・フェンス等の例



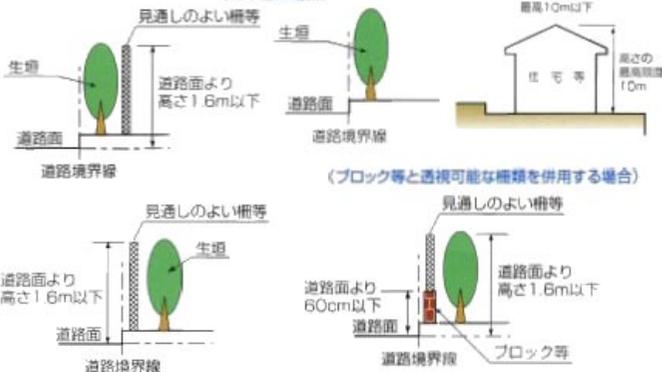
壁面の位置の制限



地区の区分	名称 面積	沿道サービス地区C 約1.0ha	沿道サービス地区D 約5.8ha	沿道サービス地区E 約3.4ha
建築物等の制限に関する事項	用途の制限	<p>建築してはならないもの</p> <p>① マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</p> <p>② 自動車教習所</p> <p>③ 倉庫業を営む倉庫</p> <p>④ 畜舎</p>	<p>建築してはならないもの</p> <p>① マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</p> <p>② 自動車教習所</p> <p>③ 畜舎</p>	<p>建築してはならないもの</p> <p>① マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</p> <p>② 自動車教習所</p> <p>③ 畜舎</p>
	敷地面積の最低限度	—	—	—
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 都市計画道路河南川尻線境界線から住宅部分は12m、それ以外は2m</p> <p>(2) その他境界線から1m</p> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 都市計画道路石巻工業港曾波神線境界線から住宅部分は10m、それ以外は2m</p> <p>(2) その他境界線から1m</p> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 都市計画道路石巻工業港曾波神線境界線から住宅部分は5m、それ以外は2m</p> <p>(2) その他境界線から1m</p> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>
	高さの最高限度	住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿は10m以下とする。	—	—
	形態又は意匠の制限	<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>	<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>	<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>

生垣・フェンス等の例

(その他の場合)

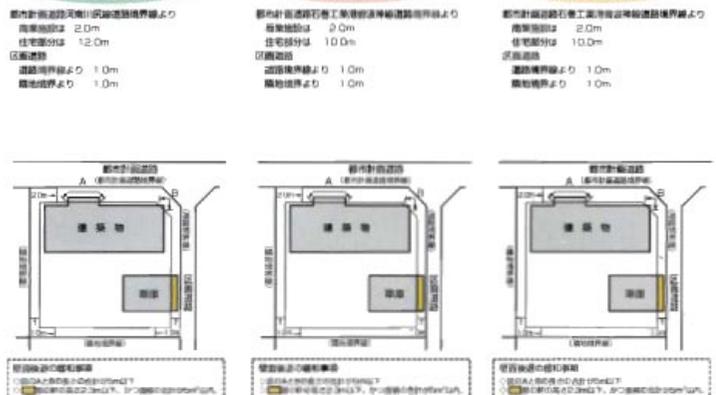


建築物等の高さの制限

壁面の位置の制限

壁面の位置の制限

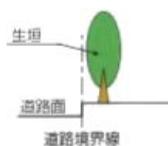
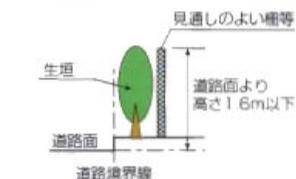
壁面の位置の制限



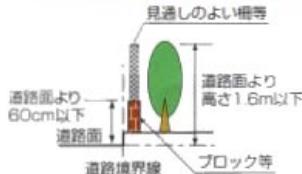
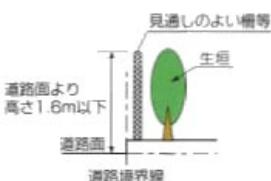
地区の区分	名称 面積	沿道サービス地区F 約0.7ha	沿道サービス地区G 約7.8ha	沿道サービス地区H 約1.2ha
		建築物等の制限に関する事項		<p>建築してはならないもの</p> <p>① マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</p> <p>② 自動車教習所</p> <p>③ 畜舎</p>
用途の制限		敷地面積の最低限度	敷地面積の最低限度	敷地面積の最低限度
壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 道路境界線から1m</p> <p>(2) その他境界線から1m</p> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 道路境界線から1m</p> <p>(2) その他境界線から1m</p> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 道路境界線から1m</p> <p>(2) その他境界線から1m</p> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内のもの</p>
高さの最高限度		住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿は10m以下とする。	住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿は10m以下とする。	住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿は10m以下とする。
形態又は意匠の制限		<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>	<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>	<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>
かき又はさくの構造の制限		<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>

生垣・フェンス等の例

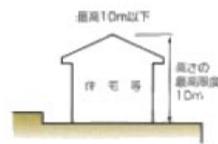
(その他の場合)



(ブロック等と透視可能な柵等を併用する場合)



建築物等の高さの制限



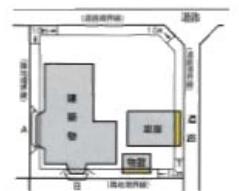
建築物等の高さの制限



壁面の位置の制限

(沿道サービス地区F、G、H共通)

区画道路  
道路境界線より 1.0m  
隣地境界より 1.0m



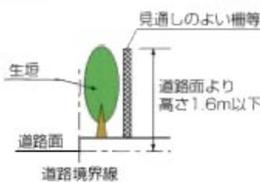
壁面位置の緩和事項  
○ 壁のAとBの長さの合計が5m以下  
□ 物置の軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内

## 石巻市蛇田中央地区計画〈整備計画概要〉 4

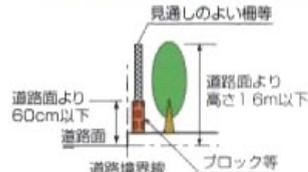
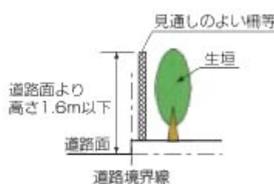
	地区の区分	名称 面積	一般住宅地区 約6.2ha	中高層住宅地区A 約5.3ha	中高層住宅地区B 約3.6ha	低層住宅地区 約4.4ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の制限に関する事項	用途の制限	<p style="text-align: center;">建築してはならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 物品販売業を営む店舗、飲食店及び事務所その他これらに類するもので、床面積の合計が500㎡を超えるもの</li> <li>② ホテル又は旅館</li> <li>③ ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、パッティング練習場その他これらに類するもの</li> <li>④ 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</li> <li>⑤ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>⑥ 病院その他これらに類するもの</li> <li>⑦ 公衆浴場</li> <li>⑧ 自動車教習所</li> <li>⑨ 自動車庫（建築物に付属する車庫を除く。）</li> <li>⑩ 畜舎</li> </ol>	<p style="text-align: center;">建築してはならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</li> <li>② 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>③ 病院その他これらに類するもの</li> <li>④ 公衆浴場</li> <li>⑤ 自動車庫（建築物に付属する車庫を除く。）</li> </ol>	<p style="text-align: center;">建築してはならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</li> <li>② 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>③ 病院その他これらに類するもの</li> <li>④ 公衆浴場</li> <li>⑤ 自動車庫（建築物に付属する車庫を除く。）</li> </ol>	<p style="text-align: center;">建築してはならないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>② 公衆浴場</li> </ol>
		敷地面積の最低限度	180㎡	180㎡	—	180㎡
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 道路境界線から1m (2) その他境界線から1m</p> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 道路境界線から1m (2) その他境界線から1m</p> <p>ただし建築物の部分が次のイ、ロに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>	—	—
		高さの最高限度	住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿は10m以下とする。	—	—	—
		形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとす。</li> <li>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとす。</li> <li>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとす。</li> <li>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとす。</li> <li>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</li> </ol>
かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣あるいは1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>		

生垣・フェンス等の例

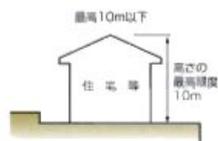
(その他の場合)



(ブロック等と透視可能な柵等を併用する場合)



建築物等の高さの制限



壁面の位置の制限

(一般住宅、中高層住宅地区A)

道路境界線  
道路境界線より 1.0m  
その他境界線より 1.0m



道路境界線の幅員等線  
○ 敷地面積AとBの合計が5㎡以下  
□ 軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以内